

平成26年第5回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年3月18日（火）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第10号 弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第11号 ひろさき教育創生市民会議運営規則案
議案第12号 弘前市立小・中学校通学区域改編協議会運営規則
議案第13号 弘前市学校給食審議会運営規則案
議案第14号 弘前市教育支援委員会の設置に関する規則の全部を改正する規則案
議案第15号 史跡津軽氏城趾堀越跡整備指導委員会運営規則案
議案第16号 弘前市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第17号 教育委員会管理職員に係る人事異動について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、3番 一戸 由佳 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人

午後1時開会

○委員長（山科 實委員） これより平成26年第5回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番土居真理委員と3番一戸由佳委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案8件となっておりますが、議案第17号は、職員の人事に関する事項であることから、本議案の審議については弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、議案第17号は非公開で審議することといたします。

・議案第10号について

○委員長（山科 實委員） それでは議案第10号について（弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部を改正する規則案）事務局から説明をお願いします。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 議案第10号弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部を改正する規則案について説明いたします。

提案理由ですが、弘前市立郷土文学館条例の一部改正に伴い、関係規定を整理するため所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について説明しますので、新旧対照表をご覧ください。表の右側が現在の規則で、左側が改正後の規則案となっておりますが、まず初めに下の参考と書かれた条例の抜粋をご覧ください。当件につきましては、前回の教育委員会会議で審議をいただきました、郷土文学館運営委員会を市の附属機関とするための条例改正に関連するものですが、この条例改正において規則等への委任を定めた条項が参考に記載されておりますとおり、第10条から第15条に改められたところであります。このため、新旧対照表では、現在の規則の第1条中、第10条を第15条に改めるものであります。

附則につきましては、この規則の施行期日を条例の改正と併せて、平成26年4月1日とするものであります。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

・議案第11号について

○委員長（山科 實委員） それでは議案第11号について（ひろさき教育創生市民会議運営規則案）事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 議案説明の前に、議案第11号から第15号までの各附属機関の運営規則制定及び改正についての説明をいたします。

配布資料議案第11号から第15号の参考資料がありますが、この資料のとおり、弘前市附属機関設置条例案の教育委員会に設置する附属機関に関する規定につきましては、前回の教育委員会会議で承認をいただいております。

今回の議案第11号から第15号につきましては、弘前市附属機関設置条例に組み込まれている教育委員会の附属機関であります、ひろさき教育創生市民会議、弘前市立小・中学校通学区改編協議会、弘前市学校給食審議会、弘前市教育支援委員会及び史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会について、条例の制定に伴う規則の制定及び改正を行うものでありますので、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

○学校教育推進監兼学校教育改革室長（工藤雅哉） 議案第11号ひろさき教育創生市民会議運営規則案について説明します。

提案理由ですが、ひろさき教育創生市民会議の運営について、条例で定めるもののほか、必要な事項を規定するため、規則を制定しようとするものであります。

内容ですが、第1条については本規則の趣旨を、第2条については委員について再任できる旨を、第3条については市民会議に座長、座長代理を置くこととし、その選任方法と役割を、第4条は市民会議の招集方法、開催要項、議事の議決要項及び公開について、第5条は守秘義務について、第6条は市民会議の庶務を弘前市教育委員会学校教育改革室において処理する旨を、第7条は委任について定めております。

附則として施行期日は平成26年4月1日です。経過措置として規則の施行の際に座長、座長代理にある者はそれぞれこの規則の施行の日に、第3条第2項の規定により市民会議の座長及び座長代理として選出及び指名されたものとみなすこと、最初の会議の招集は第4条第1項の規定にかかわらず、最初の市民会議の会議は弘前市教育委員会が招集する旨を説明しています。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 第3条の市民会議に座長及び座長代理各1名を置くとなっておりますが、座長という名称にしたのはなぜですか。例えば、委員長とか副委員長とか委員長職務代行などいろいろありますが、その理由と、在任期間がずっとか、それとも毎回座長を決めるのか。また、守秘義務があるにも関わらず意外と座長という名称は座談会や討論会で進行を務める人で、軽い印象に思いますが、なぜこのようになったのかをお願いします。

○学校教育推進監兼学校教育改革室長（工藤雅哉） ひろさき教育創生市民会議は平成25年度から実施していますが、当初は弘前市の附属機関としての設置を想定していなく、懇談会のような役割として考えていたところから、座長という名称を使っていま

した。座長の任期ですが、当初は2年間で考えていましたので当面2年間とします。座長の名称が守秘義務に対して軽い印象だということですが、当初、懇談会的な意味合いで設置しましたので座長という名前をつけましたが、決して守秘義務に対して軽いとは考えていませんでした。

- 4番（前田幸子委員） 座長でなければならない理由が何なのかです。
- 学校企画課長（北嶋郁也） この市民会議は推進監から話があったように、教育に関して幅広く意見を聞くことを目的に設置されました。いろいろな委員会にあるように教育長からの諮問に基づいて答申するような性格のものとは違いますので、そういう意味では委員長や会長でなく座長という名前で運営しようとして話し合っていたと思っています。それから、守秘義務については、教育に関して意見交換しますのでプライバシーに係ることが出てくるのが想定されますので、この会議には守秘義務を設けることに決まりました。
- 1番（山科 實委員） 市民会議の会議は第4条第4項にあるように、公開が原則ですね。そうすると、当初懇談会的な意味合いで多くの方に参加してもらい、しかも公開を前提とするというものであれば、第5条の職務上知り得た秘密というのとバランスが取れないような気がします。そもそも懇談会で多くの人の意見を聞いて公開することを前提としている会議なので座長という名を付けたとしたのであれば、公開しても構わないような意見交換をするような場であって、委員に守秘義務を課すこと自体が矛盾しませんか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 会議の内容によっては、第4条第4項にあるように、会議は公開とする。ただし、市民会議が必要と認めるときは、公開しないことができるということで、意見交換する中では公開しては不都合なことも想定されますので、非公開のことを入れて守秘義務も必要になります。
- 1番（山科 實委員） それは分かりますが、市民会議が必要と認めるときというのは、話し合いをしている途中で、例えばいじめの問題で話し合いがあったとして、市民会議の席上、実際にどこの学校でどういうことが起きているのか具体的に話をしてくれないかという要望が出たときに、そこで守秘義務が発生することは分かりますが、その時はすでに会議が開かれているのですが、そこで退席していただくということになるのですか。それとも、テーマによって座長あるいはこれを運営する母体が次の市民会議は非公開でやりましょうということを事前に決めるということですか。そうでなければ整合性が取れないのですが。
- 学校企画課長（北嶋郁也） テーマによっては事前に非公開ということも想定されま
- 5番（佐藤紘昭委員） この創生市民会議を作るときに、皆さんにお配りしてあるので記憶にあるかと思いますが、ひろさき教育創生市民会議のなかに、いじめ対策問題連絡協議会を含むような原案で、ひろさき創生市民会議の中から特別委員会を設けて、そこでいじめ問題について連絡協議会を開催するような当初案だったので、その際も当然、秘密会議等は子どもたちの個人情報に関するところがあるので、それ

らのことも当初は想定していました。現在、組織について検討しているのでここに位置付けるかどうかというのはこの場では言えません。今、国のほうからいじめに関する組織についての案が出されてきて、現在検討中でありますので、当初はいじめ問題連絡協議会を含む会議だったので、ここではご承知のとおり、法務指導監とか臨床心理士とか警察、児童相談所の方々を入れているのは、いじめ問題連絡協議会もやるという前提だったので、秘密会議が当然あるだろうということを想定していました。

- 1番（山科 實委員） そうすると市民会議が必要と認めるときというのは、事前ということですか。去年の例をみると40人くらいが集まります。いじめ問題が起きたときは、そのなかから特に何名かを選んで特別委員会をつくって、俗に言う第三者機関みたいな形で検証に入ることも含まれるということですか。
- 5番（佐藤紘昭委員） 当初はそうです。メンバーは32名かと思いますが、児童相談所、法務指導監、全部そういうことを想定して人選しています。
- 1番（山科 實委員） そのあたりは今後いじめに関する会議をどのように設定するかはっきり分かった上で、従来の考え方とマッチすればこのままでいいですし、そうでなければもう少し違った性格になることもあり得る訳ですね。そういう含みもあると第5条の職務上知り得た秘密を残しておいた方が良くということになります。それであれば分かりました。
- 1番（山科 實委員） 前田委員の質問に戻りますが、そういう含みがあってもやはり座長という名前は付けるということですか。
- 学校教育推進監兼学校教育改革室長（工藤雅哉） 今回、提案するに当たって座長という名前を替えた方が良くということは検討していませんでした。
- 4番（前田幸子委員） 会議のときに今の話をして検討していただくということで一度は考えてほしいです。単なる座談会でなく、非常に大切な話をして守秘義務も必要なものであるならば、何かしら考えなければいけないと思います。
- 5番（佐藤紘昭委員） 先ほどから推進監が言っているとおり、創生市民会議は幅広く市民の方々から、弘前の教育の今後の方向性だとかを含めて意見を頂戴する場です。例えば文部科学省に置かれる諮問機関の座長あるいは学会等で協議する座長は、必ずしも仕事からして軽いものではなく相当重い問題であったとしても座長という名称は幅広く使われています。当初は幅広く皆さん方からご意見を頂戴するような会にしようと、そのためには会長とか委員長という名称でなく座長という方が適切ではないかという経緯があります。委員からそういう話があったということを含めて何とかしていただくということでどうでしょうか。
- 4番（前田幸子委員） 座長といえば会議の時に、毎回決めるようなイメージがあります。
- 文化財課長（小野俊彦） ちなみに、世界遺産の推進会議は座長という呼び名になっています。
- 4番（前田幸子委員） 任期は。

- 文化財課長（小野俊彦） 座長の場合、任期はありません。世界遺産の推進会議が終了するまでということで、県の文化財保護課長が座長になっています。
- 教育部長（野呂雅仁） 座長では好ましくないというのであれば、一部修正ということもあり得ます。
- 1番（山科 實委員） ひろさき教育創生市民会議という名称であれば、例えば今年の一回目の市民会議の席上で、このまとめ役を座長と呼びたいのだがどうですかということを集まった方で確認してはどうですか。それとも最初からきちんと決めておかなければならないものですか。それから委員の範囲ですが、教育委員会で前もって選ぶのですか。
- 教育部長（野呂雅仁） そうですね。
- 1番（山科 實委員） ひろさき教育創生市民会議の出席者の方々に、このメンバーにプラスしてこういう方にも来てもらったほうが良いのではないかという意見も取って、オープンにいろいろな立場の方が教育のことについて話し合える場がありそうでないのです。PTAはPTAで、学区は学区でやっていますが、いろいろな人がクロスして一堂に会して教育に関し意見交換する場は貴重かと思います。もちろん最初は委員を決めて招集しなければいけないと思うし、でも最初の時にこういう趣旨でこういう方に来てもらったけれども、もっと公募の市民の方を増やした方が良いのではないかとか、全体に関することも、是非最初の会議の中で話し合っていたら良いのではないかと、座長という名称も含めてそれくらいオープンな会議でも良いのではないのかという気がします。ただこれから出てくる国のいろいろなものと整合させて、この中からそういうものが出せるか後日でなければ分かりませんが、とりあえず当初の話を聞くと様々な方からいろいろな意見を聞く場のようなので、それでも良いのではと思っています。
- 教育部長（野呂雅仁） 実際には、いま山科委員がおっしゃったような形で当初から予定していました。座長という名称に関する事なので、今はこの規則のままにして、このことも含めて会議の時に聞いてみます。でも座長はやはり好ましくないというのであれば、修正案で決めていただくこともできます。
- 5番（佐藤紘昭委員） 山科委員の認識とはだいぶ違って、座談会や懇談会など幅広く話し合うときに使われ、あるいは学会等でも座長という言葉が一般的に使われているので、かえって委員長とか会長というよりは、この市民会議の性格からすると座長のほうが良い気がします。
- 1番（山科 實委員） 1回目の話し合いの時に、座長という名前前で良いか確認してほしいという話が出たということで、これそのものは座長としておいてその所を考えておけばどうですか。こういう場合はわざわざ附則に付けるものですか。付けなくていいでしょう。市民会議の内容に関してはおおむね分かりました。それから今後のいじめ等の深刻な問題に関しても、この中から特別委員会等を開くことになるかどうかもう少し整合性のこともあり、後日でないと分からないということですが、そういう可能性も出てくるということで第5条の秘密を漏らしてはな

らない云々に関してはこのまま残すことで、座長という名称に関しても今日も規則案の審議においてはこのままでいいのではないかと。ただ一応、実際の会議が開かれた場合にはもう一度、教育創生市民会議の趣旨を参加委員の方々に話をし、その上で取りまとめ役を座長という名称にした規則案を作ったがどうかと確認をすることで了承していただけますか。

○4番（前田幸子委員） いいです。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 議案第11号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

・議案第12号について

○委員長（山科 實委員） それでは議案第12号について（弘前市立小・中学校通学区域改編協議会運営規則案）事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長（北嶋郁也） 議案第12号弘前市立小・中学校通学区域改編協議会運営規則案について説明します。

提案理由ですが、弘前市立小・中学校通学区域改編協議会運営協議会の運営について、条例で定めるもののほか、必要な事項を規定するため規則を制定しようとするものであります。

規則の内容ですが、各条文において協議会の運営に係る基本的事項を規定しています。

第1条は本規則の趣旨を、第2条は委員について、第3条は協議会に会長と副会長を置くこととし、その選任方法と役割等について、第4条は会議の招集方法、開催要件等を、第5条は協議会の庶務を学校企画課で処理すること、第6条は委任事項で協議会の運営に関して必要な事項は会長が定めるとそれぞれ規定しています。

附則ですが、施行期日は平成26年4月1日からとします。最初の協議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず弘前市教育委員会が招集することとしています。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 年間に何回位開催の予定ですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） この協議会は小・中学校の通学区域の改編の事案が出たときに委員を招集して開催することになっていますので、定期的に開催しているものではありません。その都度必要に応じてメンバーを選考してその審議が終わるまで委員として務めていただく性格をもっています。

○1番（山科 實委員） 確認ですが、第1条の必要な事項を定めるものとすると思いますが、今年の教育委員の5人の協議のなかで学区に関することも含めて今まで適正規模と言われてきたものも、適正規模という言葉だけにとらわれず単なる数の問

題ではなく、一つ一つの学区の現状に即して、そこに居られる保護者や地域の方々の意見を十分聞いたうえで、区域に関して必要に応じて取り上げて話し合いをするという方向は決まったのですね。そうすると、それを受けただけで小・中学校通学区域改編協議会が必要に応じて開かれると解釈していいのですか。

- 学校企画課長（北嶋郁也） この協議会については教育委員会が必要に応じて招集するという性格のものなので、やはり事案に応じて必要であれば委員を集めて意見を聞くことになるかと思えます。
- 1番（山科 實委員） 附則を見ると最初の協議会の会議は教育委員会が招集するとなっているので、二回目以降の協議会の会議は協議会の会長が決まれば開けるということとは違うのですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 全くそのとおりです。例えば何かの事案でこの学区についていろいろな意見を聞きたいので協議会を開催して答申してほしいと言うことを求められれば、何回か会議が開催されるかと思えますので、最初は招集する会長が決まっていなくて、教育委員会が招集して2回目からは終わるまで会長が招集して会議が開催されます。
- 5番（佐藤紘昭委員） 私もずっと疑問に思っていましたが、この学区改編協議会での平成21年5月の規模適正化基本方針、しかも通学区域でない学校の規模複式編成については速やかに解消する、小規模校については逐次検討するという、これは通学区域改編協議会の重要事項としての協議案件であったのかどうか。通学区域について重要な事項を検討するのが、いま手元にある当時の学区改編協議会の協議事項を見ても無いのですが、今後もこれを検討するのは学区改編協議会で協議するのかどうか、通学区域について変更がある場合等についてはこの協議会で協議することだと思いますが、平成21年の結果がなぜこの協議会で協議されたのか分からない。複式編成導入も小規模校についてもかなり重要な事項であり、それに伴って学区は当然変わってくるわけです。
- 1番（山科 實委員） そうです。先ほど質問したのはそこが心配なのです。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 推測で答えることは申し訳ありませんが、確かに20年度に規模適正化基本方針を策定するときにこの改編協議会を開催しています。当初、恐らく教育委員会の事務局と教育委員の皆さんの中だけで話していた過程で、やはりもう少しいろいろな方の意見も必要ではないかということもあったのではないかと思います。その当時、存在していたのが学区改編協議会でありその中で通学区域の変更、区域に関する重要な事項について検討することが会議の趣旨であったので、この協議会を活用したのではないかという感じがします。実際、20年の学区改編協議会以外で学区の協議会が開催された記録が見つからなかったもので、その時は規模適正化についてこの協議会がありましたので、この組織を活用していろいろな方から意見を伺ったのではないかと考えています。
- 1番（山科 實委員） ただ懸念されるのは、この協議会が一人歩きして、この協議会で複式も含めていろいろなことも決まってしまうということが、今後もしあれば

大変ですので、そのこのところをもう一度確認をして、ここ一、二年の教育委員の話し合いの中で、恐ろしいスピードで画一化が始まっていて、全国的に少子化の数の問題だけで統廃合がどんどん進んでいる状況にあるので、少なくとも弘前だけは弘前方式と言われてもいいのですが、一つ一つの地域とか一つ一つの学校に関して意を尽くして話し合いをしていきたいということに関して、教育委員5人が変わらずに思ってきたことですので、来年度に向けてもそのことはもちろん発信はしていきますが、その会議の中でどうしても通学区を見直さなければいけない必要が出てきたので、この協議会にお願いしますという形をしっかりと取らないと、最初から自分たちで学区をどうするかということを改編協議会が決めてもいいのだと、それがありきで始まってしまうと、どこかで同じことを話し合ってしまう、具体的な話し合いをしているほうが先に進んでしまうということが起きてくることもあると思いますので、そこは十分気をつけていただきたいと思います。記録がなければ、かつてどういう話し合いをしたのか分からないので仕方が無いのですが、少なくとも通学区域改編協議会は教育委員会の協議会とか教育委員の話し合いの中で、必要性が出てきたときに通学区域に関して話し合いをお願いして資料を出していただくことに限定しないといけないと思います。

- 文化財課長（小野俊彦） 当時学務課にいましたので事情を言いますと、学区改編協議会を起こしたのは、事務局案を審議していただくということでいろいろな方面の代表の方を選任して、その中で基本的な統合等の事務局原案をきちんと協議していただく場を設ける意味で、学区改編協議会という名前を借りながら協議したという記憶があります。
- 5番（佐藤紘昭委員） そこで学区改編協議会は何をするかということがありましたか。報告書を見ると学区改編協議会がなすべきことを超えたとは私は当時の報告書を読んで思っていました。学区改編協議会は規則に基づいて何をどこまでやるのか、それから、それを超える様々なことを検討するときには今後は学区改編協議会でやるべきなのか、そうではなくて新たなものを作るべきなのか、学区改編協議会の規則に基づいて何をどこまでやるかということをも明らかにしなければいけないという気がしています。決して報告書がだめだと言うことでなく、報告書は学区改編協議会を超えたものだと認識しています。
- 1番（山科 實委員） そうすると、この運営規則自体で多少表現を変えることが必要だということですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） 協議会の目的は通学区域の新設、改廃等に関するもので、会議は教育委員会から協議会へ検討の指示があつて初めて開催されますので、勝手に協議会で検討するものでない仕組みになっていますので、そういうことはないかと思っています。
- 委員長（山科 實委員） 何か意見ありますか。
- 4番（前田幸子委員） 先ほど委員長が言ったように、名前だけが一人歩きしていかないようにしてほしいことと、平成20年に開催した学区改編協議会の資料がないとのこ

とですが、きちんとした名目があるのだから会議を開いて価値のあるものであってほしいと感じます。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 21年度から学務課長でいましたので、この協議会は21年度から開いていません。というのは開く必要がなかったということです。あくまでも開く必要がある場合に招集する協議会ですので、ないというのは開く必要がなかったと理解していただければと思います。

○1番（山科 實委員） 生涯学習課長が学務課長のときのことでいいのですが、教育委員を含めた協議会の中でそういうことが話し合われていたのに、ここで話し合うようなことが生じなかったという認識をもっているということですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） そこまでではないです。20年度のときは事務方として素案を作って審議していただいて、それに報告という形で受け取った訳ですが、決まったことを条例等で定めているものが変わるのであれば当然一回限りというのが議決になりますが、あくまでも協議会は諮問を受けて答申する立場の会議だと思えます。

○1番（山科 實委員） はい分かりました。ということで21年度以降は開かれていないということです。

○4番（前田幸子委員） 20年度に開いたあと必要がないからやっていないのですね。これからも必要がない会議かも知れないというのに対して、予算もあるだろうし委員の方にもやってもらうべきこともあるだろうし、開かれないというのは何かおかしいです。

○学校企画課長（北嶋郁也） この協議会については今回新たに作るというのではなく、これまでも協議会がありまして、それは設置要綱で規定されていましたが、今回附属機関については条例で定めようということになりましたので、まず条例を定め、設置要綱で定めていた運営に関するものを規則で定めるため規則案を提出したものであり、実際この運営の要綱自体はこれまでもあったということで考えてください。

それから、協議会に諮ってまで通学区域を改編するという重要な事例がなかったことで、協議会が開催されていなかったことから過去の記録がないということです。ただ平成20年度に関しては、基本方針の見直しということについて協議会で意見を伺ったということです。これから必要で新たに作ったというものでなく、これまでも必要があれば開催するためにあった協議会であります。

○1番（山科 實委員） これから必要であれば使うために、運営規則は定めておかなければいけないということですか。

○学校企画課長（北嶋郁也） これからも場合によっては協議していただく機会があるかと思えますので、そういう意味ではきちんと条例に載せて運営に関しても規則で定めるものです。

○4番（前田幸子委員） やはり協議会はきちんと運用できる状態にあってほしいです。市民の意見を見れば学区のことに多く出ています。もう少し見直しを図ってほしいとか、やはり下から拾って行って皆で考えていくこともこのなかでやれる訳です。意見をみると、絶対開かなければいけないという内容がたくさんあったので、ぜひき

ちんとやってほしいと思います。

- 学校企画課長（北嶋郁也） 教育改革の見直しに努めていますので、まずは教育委員の皆さんで十分話し合いをしていただくことが大切かと思えます。あとは先程から繰り返していますように、必要があれば協議会の趣旨に則る形で、委員会からの諮問が必要であれば会議を開催して検討することも出てくのかと思えます。
- 1番（山科 實委員） 協議会を開く開かないに関わらず、委員の人を決めている訳ですか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） いいえ。学識のある方とか教育関係団体とかいろいろ要件がありますので、そういう方々を選んで、常時置かれる協議会でなく任期もありません。あくまでも案件が終了したら任期が終わりという性格のものです。
- 5番（佐藤紘昭委員） このままだと誤解してしまうので、例えば今回、弥生小学校が統合しました。弥生の3町会が全部船沢に行きますが、旧岩木町の上弥生と杉山は岩木小学校の学区に改編しましょうと、そして弥生小学校だけは船沢学区に替えましょうと言うときには、通学区域の改編なのでこれがいいのかどうかということは学区改編協議会で検討すると思えます。ただし、もう統合で学区は一つですので、協議する必要がなかったと。その必要に応じて協議会を開くのだから、大きな学区改編あるいは改廃についての協議するべきものがここ数年間なかったという捉え方です。
- 1番（山科 實委員） そこを私たちのなかでも共通で理解しないといけないと思えます。委員もいて毎年会長も決まっているのにやらないで来たと思っていた部分もあるので、そうではないということです。ただ、この運営規則案がなければ、必要なときにやれないということです。
- 5番（佐藤紘昭委員） 先ほど言ったのは、その事案を通学区域だけで解決しようとするのか、教育改革という弘前全体の問題として検討していく中で、さらにそれに基づいて学区をどう具体的にしていくかを諮問して答申いただくという形のほうがいいのか、学区を先に決めて弘前の教育をどうあるべきかを話し合うのほうがいいのかということです。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは議案第12号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第12号は原案どおり可決されました。
・議案第13号について
- 委員長（山科 實委員） それでは議案第13号について（弘前市学校給食審議会運営規則案）事務局から説明をお願いします。
- 学務健康課長（有馬 靖） 議案第13号弘前市学校給食審議会運営規則案について説明します。

提案理由は、弘前市学校給食審議会の運営について、条例で定めるもののほか必要

な事項を規定するため、規則を制定しようとするものであります。従来、弘前市学校給食懇談会という形であったものが、その懇談会に係ることについては全て弘前市学校給食懇談会設置要綱にて規定されておりました。今般この懇談会が新たに弘前市学校給食審議会として市の附属機関に位置付けられるに当たり、今まで要綱で規定していた事項であります、名称、担当事務、委員の構成、定数、任期につきましては、弘前市附属機関設置条例の中で規定することになりました。

弘前市附属機関設置条例第5条で、この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定めるとされていることから、これを受けて新たに弘前市学校給食審議会運営規則を制定し必要な事項を定めるものであります。必要な事項とは従来は設置要綱に規定されており今般、弘前市附属機関設置条例で規定されたものを除くもの、すなわち記以下第2条委員、第3条会長等、第4条会議、第5条庶務、第6条委任についてであり、これらの事項は字句等の細かい部分についての違いはありますが、ほとんど従前の設置要綱と同じ内容となっています。

最後の附則ですが、施行期日は平成26年4月1日と定めています。また、最初の会議の招集については、会長がまだ選任されていないことから弘前市教育委員会が招集することを定めています。以上です。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
 - 4番（前田幸子委員） 議案第11号から第15号の参考資料の8ページ、弘前市学校給食審議会の委員の構成の欄の(7)青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室長の推薦を受けた者とありますが、これほどたくさんメンバーがいるにも関わらず、保健総室長の推薦を受けた者とはどういう方々ですか。
 - 学務健康課長（有馬 靖） 保健所の方です。
 - 4番（前田幸子委員） 保健所の室長がどういう方々を推薦するのですか。
 - 学務健康課長（有馬 靖） 保健所の所長かと記憶しています。
 - 4番（前田幸子委員） 保健所の所長ですか。所長の推薦を受けた者とあるから、所長が誰を推薦したのかなと思いました。
 - 1番（山科 實委員） 所長の上に保健総室長という人がいて、青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室長が弘前の保健所長を推薦するのではないですか。
 - 4番（前田幸子委員） そういことですか。
 - 学務健康課長（有馬 靖） はい。
 - 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
 - 委員長（山科 實委員） 議案第13号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
 - 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。
- ・議案第14号について

○委員長（山科 實委員） それでは議案第14号について（弘前市教育支援委員会の設置に関する規則の全部を改正する規則案）事務局から説明をお願いします。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 議案第14号弘前市教育支援委員会の設置に関する規則の全部を改正する規則案について説明します。

提案理由は、弘前市附属機関設置条例の制定に伴い、条例で定めるもののほか必要な事項を規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

今回の全部改正に伴い題名については、弘前市教育支援委員会の設置に関する規則から弘前市教育支援委員会運営規則に改めます。

内容については、第1条で趣旨を、第2条で委員について、第3条で委員長等について、第4条で会議について、第5条で専門員について、第6条で教育相談員について、第7条で秘密の保持について、第8条で庶務について、第9条で委任について規定しています。

附則として、施行期日は平成26年4月1日からです。経過措置については、現に教育支援委員会の委員長及び副委員長の職にある者は、改正後の第3条第2項の規定により教育支援委員会の委員長及び副委員長として選出されたものとみなすということ、また、専門員についても同様に専門員に委嘱された者とみなすということ、さらに当該委嘱されたものとみなされる専門員の任期については第5条第3項の規定にかかわらず、施行日における専門員の任期の残任期間と同一の期間とするということを定めています。

また、最初の会議の招集については第4条第1項の規定にかかわらず、最初の会議の招集は弘前市教育委員会が招集すると定めています。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 教育相談員の第6条の句読点の位置が引っかかるのですが「教育支援委員会に障がいがある」で点がつくと「教育支援委員会に障がいがある」と読むことになると思いますが違いますか。「又は疑われる幼児」このどこに掛かるのか幼児だけに掛かるのか「児童又は生徒」が、何がどこに掛かるのかちょっと分かりません。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 前田委員が指摘のとおり句読点の打ち方ですが、「教育支援委員会に障がいがある、」でなく、正確には「教育支援委員会に、障がいがある又は疑われる幼児、児童又は生徒の就学等に関する教育相談を行う教育相談員を置く」ということです。

○4番（前田幸子委員） このように決まっているのかと思いました。読めばおかしいと思ったので、以前にもこのような指摘したら、これは法律で決まっていると言われたことがありました。読むほうとしては変なものは直していくべきだと思って言っても取り入れてもらえないので悲しいです。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 別の弘前市教育支援会議に関する規定の第2条の申し出のところで、「校長は障がいがある又は疑われる児童もしくは」という文がありまして、こちらの方は「校長は」、「障がいがある」、「又は疑われる児童もしくは」となってい

ます。

- 1番(山科 實委員) 第5条も「教育支援委員会に調査及び資料」とここに点を打っていないので、ただ単に全部それと同じにしたのではないですか。
- 4番(前田幸子委員) 5条はおかしくないです。
- 1番(山科 實委員) だからそれとただ単に同じくしただけでないですか。
- 4番(前田幸子委員) 「障がいがある」の次に点がいないのではないですか、又はがあるのだから。
- 1番(山科 實委員) 第4条のように「は」にすればおかしいですか。「教育支援委員会は、障がいがある又は疑われる幼児」でも構わないような気がします。
- 教育政策課長(櫻庭 淳) この点に関しては法規担当に確認をしたいと思います。法規担当からはこのままでできましたので、一旦休憩を取っていただいで確認する時間をいただければと思いますがよろしいでしょうか。
- 1番(山科 實委員) 誤解が生ずるのではないかという意見があったので確認してください。それでは暫時休憩します。

〈暫時休憩〉

- 委員長(山科 實委員) 休憩前に引き続き、会議を開催します。第6条の表記に関して法規からの返答をお願いします。
- 教育政策課総務係長(中田和人) ただ今法規の方に確認しました。そうしたら第6条は「教育支援委員会に教育相談員を置く」が基本文章になります。それで法制執務上「又は」の前に点を打つそうです。それで「教育委員会に教育相談委員を置く」と、それから「障がいがある又は疑われる幼児」、「障がいがある又は疑われる児童」で、障がいがある又は疑われるが幼児と児童に掛かります。

「又は生徒の就学等に関する教育相談」ということで、「又は」の前に点があるのは間違いがないそうです。それであと「教育支援委員会に」の次に点を入れられないかということも確認しましたが、法制執務上それは行わないとのことでした。

- 4番(前田幸子委員) そうすれば「児童又は」の次に点が入るのでしょうか。「又は」の前に入るって言ったのだから。「児童」と「又は」の間の点が入るのでしょうか。「又は」の前には必ず点が入るって言ったから。
- 1番(山科 實委員) それはおかしいです。第4条の「その意見又は」の前に点を打っていないです。
- 4番(前田幸子委員) 「教育支援委員会に障がいがある」、「又は疑われる幼児、児童」、「又は」となるのでしょうか。「又は」の前に必ず点が入るって言ったから。
- 1番(山科 實委員) これは二つの文章には分けられないのですか。「教育支援委員会に教育相談員を置く」と、「教育相談員は障がいがある、又は疑われる幼児、児童又は生徒の就学等に関する教育相談を行う」という二文には分けられないのですか。やはり一文でいくというのが法令上の定めですか。
- 教育政策課総務係長(中田和人) 「又」の点のところですが、名詞がきて「又は」の時は点を打ちませんが、動詞がきた場合は点を打ちます。ことば足らずで申し訳ござ

いませんでした。

○1番(山科 實委員) 法令上の表現ということでこれは致し方ないということで受け入れるしかないのではないですか。

○4番(前田幸子委員) どうすれば変わるの、変わらないのですか。

○教育部長(野呂雅仁) 法規とこの一点だけで話をしても整合性が取れないと思いますので、全体を確認して協議会等で報告したいと思います。

○1番(山科 實委員) 様々な会議等に市民の方々の参加を促して実現していますので、できるだけ読みやすいようにしてほしいという意見が出たということで、これに関してはこのままの文章にしたいと思います。

○委員長(山科 實委員) 他に質疑等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) それでは議案第14号弘前市教育支援委員会の設置に関する規則の全部を改正する規則案について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) ご異議ないものと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

なお、いま出された意見も含めてできるだけ分かりやすい表現に直していただけるよう意見があったことは付け加えてください。

・議案第15号について

○委員長(山科 實委員) それでは議案第15号に進みたいと思います。議案第15号について(史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営委員会規則案)事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小野俊彦) 議案第15号史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営委員会規則案について説明します。

提案理由ですが、史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営委員会の運営について、条例で定めるもののほか、必要な事項を規定するため規則を制定しようとするものであります。

第1条は趣旨で運営に関して必要な事項を定める旨を、第2条は委員に関する任期等を、第3条は委員長等を定める旨を、第4条は会議に関する定めを、第5条は庶務に関して文化財課において処理する旨を、第6条は委員長の委任に関する事項を定めるものであります。

附則として、1は平成26年4月1日から施行する施行期日を、2は最初の整備指導委員会の開催について記したものであります。以上です。

○委員長(山科 實委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番(前田幸子委員) 定数の12人以内のなかで(2)の地元町会を代表する者とありますが、町会長以外に何名位の予定ですか。

○文化財課長(小野俊彦) いま現在、専門委員が5名です。考古学が2名、環境デザイ

ン学が1名、歴史学が1名、建築史学が1名です。それから行政部会ということで堀越町会の町会長、行政側として行政経営課長、財務政策課長、観光政策課長、建設政策課長、都市政策課長、公園緑地課長、以上7名が行政部会の委員になっています。

○4番（前田幸子委員） 町会長は1人ですか。

○文化財課長（小野俊彦） 町会長は地元を代表して1人です。

○4番（前田幸子委員） 1人以上はだめなのですか。

○文化財課長（小野俊彦） そういうことはありませんが、12名以内であればということで行政部会では関係各課の課長から意見をもらうこととして、その中に地元を代表して町会長さんも加えています。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 議案第15号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

・議案第16号について

○委員長（山科 實委員） それでは引き続きになりますが、議案第16号について（弘前市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案）事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（有馬 靖） 議案第16号弘前市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案について説明します。

提案理由は、学校給食センターの調理及び施設管理を業務委託することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

右側の旧の第2条ですがこれは委託に伴い削除して、第3条を第2条とします。次に新の第2条の次に第3条として、「給食センターに条例第4条に規定する所長のほか、栄養教諭又は栄養士を置く。」とし、次のページの第3条第2項として、「その他給食センターに弘前市教育委員会が必要と認める職員を置くことができる。」という規定を加えます。

この部分について詳しく説明します。旧の第4条第4号の主任技能主事と第5号の技能主事については市の職員であり、給食センターでは調理員として業務についていますが、委託に伴い置く必要がなくなるため削除します。それから第1号係長、第2号主事、第6号の所長補佐については委託に伴い必ずしも置く必要がなくなりますので、新の第3条第2項の「その他給食センターに弘前市教育委員会が必要と認める職員を置くことができる。」という規定のなかで対応します。旧の第3号の栄養士については、栄養教諭又は栄養士のどちらかは置く必要があるため、新の第3条第1項で新たに加えた栄養教諭と共に規定します。旧の第4条と新の第3条についての説明を終わりにして、次に新旧対照表2ページ右側の第5条のうち第2項と第3項を所長補佐

と係長に掛かる規定がなくなったことにより削除します。第4項のなかの下線部分、主事、栄養士その他の職員の部分を、左側の新にあるように主事を削除し栄養教諭を加え、「栄養教諭、栄養士及びその他弘前市教育委員会が必要と認める職員」に改めて第4項を第2項とします。そして旧の第5条を第4条として最後に旧の第6条を第5条とします。

最初のページに戻りまして附則です。この規則の施行期日を平成26年4月1日からと定めています。以上です。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 新の第3条と旧の第4条の栄養士ですが、先ほどの説明で復活させたとのことですが、これは又はなのでどちらか1名ということですか。それから栄養士というのは第4条にあった栄養士の業務内容と違う部分があるのかどうかということと、次のページの新の第4条第2項の栄養教諭、栄養士とあるのでこれは1名1名で2名なのか何名なのかお願いします。
- 学務健康課長（有馬 靖） 栄養士については旧も新も同じ役割です。それから人数は最低必要なのは栄養教諭又は栄養士のどちらかなのですが、両方でもどちらか片方も構いません。
- 4番（前田幸子委員） 1名でもいいし栄養教諭か栄養士のどちらかでもいいということですか。
- 学務健康課長（有馬 靖） はい。
- 4番（前田幸子委員） まだ予定は分からないのですか。
- 学務健康課長（有馬 靖） すでに配置されていますので、西部ではそのまま栄養教諭が1名、栄養士が3名です。
- 4番（前田幸子委員） そうすると新の第4条第2項の栄養教諭、栄養士は何名ずつですか。
- 学務健康課長（有馬 靖） 栄養教諭が1名、栄養士が3名です。
- 4番（前田幸子委員） 分かりました。
- 1番（山科 實委員） 第4条第2項は人数に限らず栄養教諭、栄養士は上司の指示を受ける云々と、従事することを規定しているのでしょうか。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 議案第16号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第16号は原案どおり可決されました。
- 委員長（山科 實委員） 続きまして議案第17号の審議に入りますが、さきほど決定しましたとおり審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。
（傍聴者及び教育政策課以外の課室かいの長は退席）

・議案第17号について

○委員長（山科 實委員） それでは議案第17号教育委員会管理職員に係る人事異動について審議します。

（非公開で審議－原案どおり可決）

○委員長（山科 實委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成26年第5回教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時46分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 一 戸 由 佳